

添付法令資料 4 :

独占的慣行及び／又は不公正な事業競争を生じさせうる吸収合併、新設合併又は  
会社株式の取得に対する審査に関する 2019 年 10 月 2 日付インドネシア共和国  
事業競争監視委員会規則 No.3 (目次)  
同月 3 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 届け出られる取引
  - 第 1 節 資産及び売上額の制限 (第 2 条及び第 3 条)
  - 第 2 節 資産又は売上の算定 (第 4 条)
  - 第 3 節 資産の譲渡 (第 5 条)
  - 第 4 節 関連取引 (第 6 条)
- 第 3 章 届出書
  - 第 1 節 届出日 (第 7 条及び第 8 条)
  - 第 2 節 添付書類 (第 9 条)
  - 第 3 節 届出書の受理 (第 10 条)
  - 第 4 節 添付書類の解明及び調査のプロセス (第 11 条及び第 12 条)
- 第 4 章 吸収合併、新設合併又は会社株式及び／若しくは資産の取得に対する審査
  - 第 1 節 審査の概要 (第 13 条及び第 14 条)
  - 第 2 節 審査手続 (第 15 条ないし第 17 条)
  - 第 3 節 審査結果 (第 18 条)
  - 第 4 節 条件付き承認 (第 19 条)
  - 第 5 節 相談 (第 20 条)
- 第 5 章 吸収合併、新設合併又は会社株式及び／若しくは資産の取得に対する監視 (第 21 条)
- 第 6 章 所定の期間内に行われなかった届出 (第 22 条)
- 第 7 章 国外で行われた吸収合併、新設合併又は会社株式及び／若しくは資産の取得 (第 23 条)
- 第 8 章 雑則 (第 24 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 25 条)
- 第 10 章 終章 (第 26 条及び第 27 条)